

会津若松市の財政のすがた

(令和元年度決算)

会津若松市

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| ○財政とは？ | 1 |
| ○予算とは？ | 1 |
| ○どのように運営されているのか？ | 2 |
| ○令和元年度一般会計歳入決算の状況は？ | 3 |
| ○令和元年度一般会計歳出決算の状況は？ | 4 |
| ○令和元年度歳入歳出の収支状況は？ | 5 |
| ○財政調整基金とは？ | 5 |
| ○今までの歳入の推移は？ | 6 |
| ○今までの一般財源の推移は？ | 7 |
| ○今までの歳出の推移は？（目的別推移） | 8 |
| ○今までの歳出の推移は？（性質別推移） | 9 |
| ○今までの義務的経費と投資的経費の推移は？ | 10 |
| ○市民一人あたりにすると？ | 11 |
| ○一般会計市債（市の借金）残高の状況は？ | 12 |
| ○なぜ市債の借入れをするのでしょうか？ | 12 |
| ○他市と比較した場合の本市の財政状況は？ | 13 |
| ○これからの会津若松市の財政 | 14 |

○決算額の数値については、一般会計決算額です。

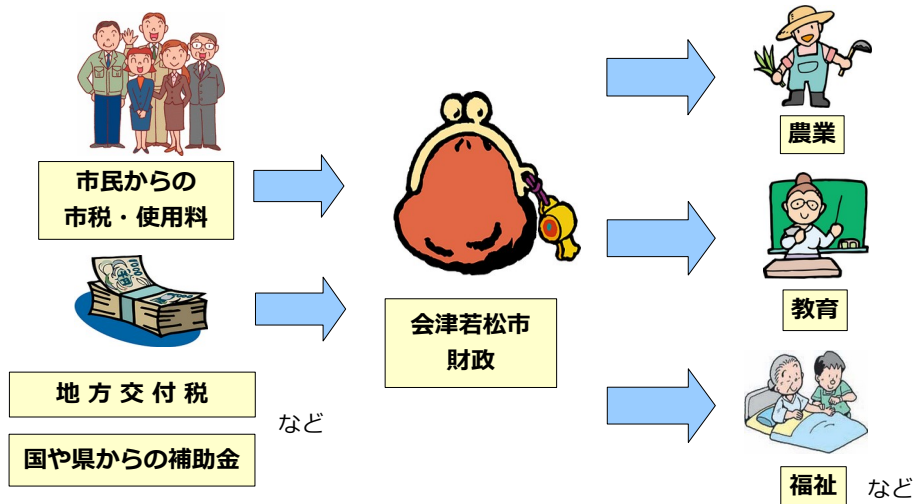
○平成15年度以前の数値については、旧会津若松市のみの一般会計決算額です。

※P.12「市債残高推移」のグラフは旧北会津村、旧河東との合算値です。

○ 財政とは？

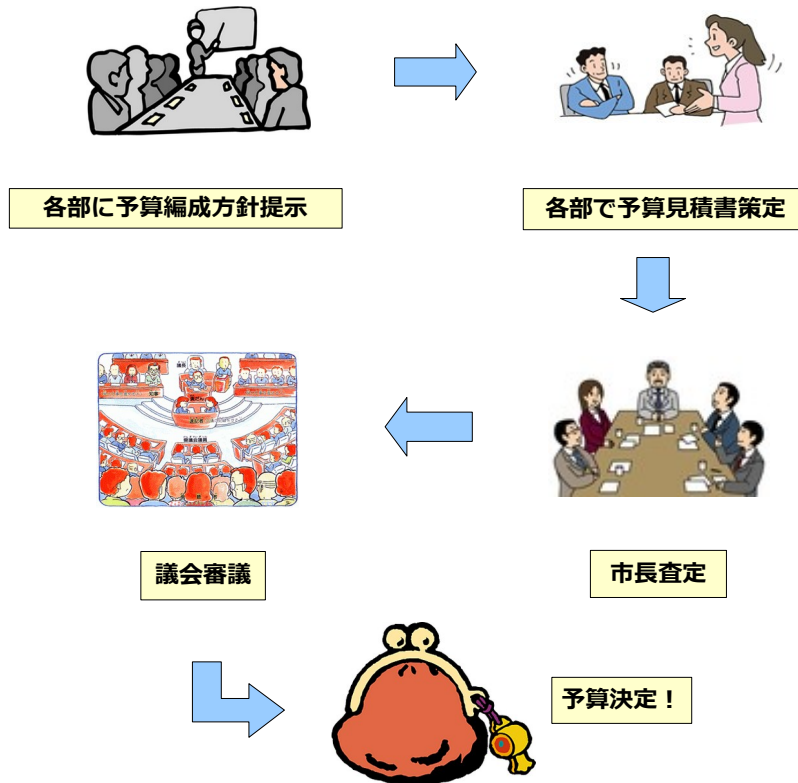
行政活動を行うにはお金が必要です。

そのお金をどこから調達して、どのような目的に振り分ければよいかという観点から行政活動をとらえたものを、「財政」といいます。



○ 予算とは？

各種の行政サービスを計画的に行うためには、毎年1年間の歳入と歳出がどれくらいあるのか見積もりを立てる必要があります。この見積もりのことを「予算」と言います。予算は様々な話し合いを踏まえ、最終的には議会の議決を得て決定されます。



○ どのように運営されているのか？

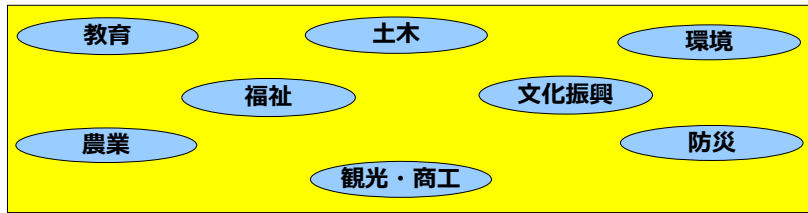
財政は、色々な会計を設けて運営や事務処理がなされています。

会津若松市においては「一般会計」「特別会計」の2つの大きなグループを設けて市政を運営しています。

【一般会計】

自治体の会計の中心をなすもので、市税収入を受け入れ、行政運営の基本的な経費全般の経理を処理する会計のことです。

一般会計



【特別会計】

一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するため、法律又は条例によって設置された会計のことです。会津若松市には令和元年度で13の特別会計があります。

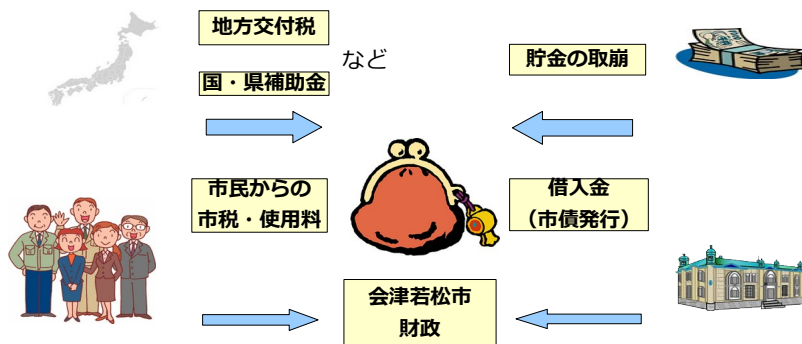
特別会計の中でも、公営企業会計の法適用、非適用、その他に区分されています。

| | | | |
|------|-------------|------|-----------------|
| 特別会計 | 公営企業会計 | 法適用 | 水道事業会計 |
| | | 法非適用 | 湊町簡易水道事業特別会計 |
| | | | 西田面簡易水道事業特別会計 |
| | | | 観光施設事業特別会計 |
| | | | 下水道事業特別会計 |
| | | | 地方卸売市場事業特別会計 |
| | | | 扇町土地区画整理事業特別会計 |
| | | | 農業集落排水事業特別会計 |
| | | | 個別生活排水事業特別会計 |
| | | | 三本松地区宅地整備事業特別会計 |
| | 国民健康保険特別会計 | | |
| | 介護保険特別会計 | | |
| | 後期高齢者医療特別会計 | | |
| その他 | | | |

※公営企業会計…………… 公営企業会計とは、主として使用料等の収入によりその事業の経費をまかなうことを目的として設置される独立採算が原則の会計です。地方公営企業法が適用される法適用の企業会計と適用されない法非適用の企業会計があります。

○ 令和元年度一般会計歳入決算の状況は？

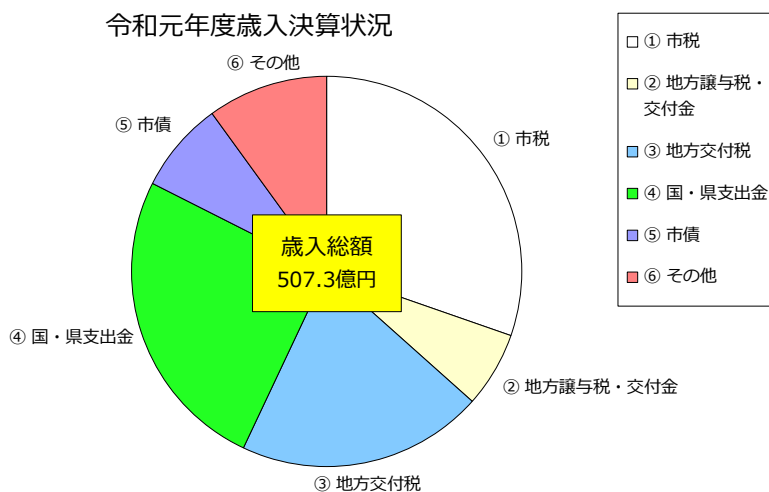
市民サービスのために必要な財源は、いろいろな手段により確保しています。



令和元年度は、約507億円の収入がありました。

(単位：百万円)

| 項目 | 収入額 | 構成比 (%) |
|------------|--------|---------|
| ①市税 | 15,387 | 30.3 |
| ②地方譲与税・交付金 | 3,177 | 6.3 |
| ③地方交付税 | 10,359 | 20.4 |
| ④国・県支出金 | 12,900 | 25.4 |
| ⑤市債 | 3,838 | 7.6 |
| ⑥その他 | 5,065 | 10.0 |
| 合計 | 50,726 | 100.0 |



市の収入の中心は市民の皆さんから納めていただく市税です。

市税には、所得に応じて負担する市民税や、土地・家屋・償却資産の所有に対し、その価値に応じて負担する固定資産税などがあります。

また、その他に地方交付税や国・県支出金、交付金、貯金の取り崩しや借入金（市債発行）などから市は収入を得ています。

○ 令和元年度一般会計歳出決算の状況は？

市の歳出を、その目的別に見てみます。

目的別とは、土木費、教育費のように、行政の目的に従った、いわば事業別の分類です。民生費、総務費、教育費、土木費の順に多くの財源が使われており、次いで、公債費、衛生費の順になっています。

令和元年度は、約490億円の支出がありました。

(単位：百万円)

| 区 分 | 主 な 内 容 | 決 算 額 | 構成比 (%) |
|--------|-------------------|--------|---------|
| 議会費 | 議会にかかる経費 | 381 | 0.8 |
| 総務費 | 他の費用に分類されない全般的な経費 | 5,835 | 11.9 |
| 民生費 | 福祉サービスにかかる経費 | 20,863 | 42.5 |
| 衛生費 | 保健衛生、ごみ収集にかかる経費 | 3,363 | 6.9 |
| 労働費 | 勤労者の福祉向上にかかる経費 | 66 | 0.1 |
| 農林水産業費 | 農業、林業の振興にかかる経費 | 1,313 | 2.7 |
| 商工費 | 商工業、観光の振興にかかる経費 | 1,662 | 3.4 |
| 土木費 | 道路、公園、河川の整備にかかる経費 | 4,692 | 9.6 |
| 消防費 | 火災、救急、災害対策にかかる経費 | 1,695 | 3.5 |
| 教育費 | 小学校、中学校など教育にかかる経費 | 5,409 | 11.0 |
| 公債費 | 市債（借入金）の返済にかかる経費 | 3,747 | 7.6 |
| 災害復旧費 | 災害復旧にかかる経費 | 0 | 0.0 |
| 合 計 | | 49,026 | 100.0 |

次に、市の歳出を、その性質別に見てみます。

性質別とは、人件費、扶助費、投資的経費といったように、支出経費の性質によって区分する分類です。

扶助費、人件費、繰出金、物件費の順に多くの財源が使われており、次いで、補助費等、投資的経費の順になっています。

(単位：百万円)

| 区 分 | 主 な 内 容 | 決 算 額 | 構成比 (%) |
|-------|------------------------|--------|---------|
| 人件費 | 報酬、給与、手当などの経費 | 7,686 | 15.7 |
| 扶助費 | 福祉にかかる経費 | 13,116 | 26.8 |
| 公債費 | 市債（借入金）の返済にかかる経費 | 3,747 | 7.6 |
| 投資的経費 | 公共施設の建設や災害復旧にかかる経費 | 4,759 | 9.7 |
| 物件費 | 旅費、光熱水費、備品購入費、委託料などの経費 | 5,967 | 12.2 |
| 維持補修費 | 公共施設を維持するための経費 | 626 | 1.3 |
| 補助費等 | 他団体への負担金、補助金などの経費 | 5,214 | 10.6 |
| 繰出金 | 一般会計から特別会計に支出される経費 | 6,368 | 13.1 |
| その他 | 貸付、積立、投資及び出資にかかる経費 | 1,543 | 3.1 |
| 合 計 | | 49,026 | 100.1 |

○ 令和元年度歳入歳出収支状況は？

それでは、一般会計の令和元年度会津若松市歳入、歳出の収支状況をまとめてみます。

(単位：千円)

| 区分 | | 金額 |
|-----------------|----------|------------|
| ①歳入総額 | | 50,725,832 |
| ②歳出総額 | | 49,025,946 |
| ③歳入・歳出差引額 (①-②) | | 1,699,886 |
| ④翌年度へ繰り越すべき財源 | 継続費通次繰越額 | 9 |
| | 繰越明許費繰越額 | 140,908 |
| | 事故繰越し繰越額 | 1,107 |
| | 計 | 142,024 |
| ⑤実質収支額 (③-④) | | 1,557,862 |

※翌年度へ繰り越すべき財源とは

…自治体を実施する事業などが、何らかの事情で年度内に終了しないため、翌年度に繰り越した場合に、その事業に充てるための財源

令和元年度の歳入は約50,726百万円であり、歳出については約49,026百万円となっています。その差額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額が、令和元年度の実質収支であり、約1,558百万円の黒字となっています。

この黒字額は翌年度へと繰り越し、市の貯金である財政調整基金への積立や翌年度の財源として活用します。

○ 財政調整基金とは？

財政調整基金とは、主に年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金です。

自治体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされることもあります。

このような事態に備え、財政調整基金として積み立てておくことが必要となります。

(単位：千円)

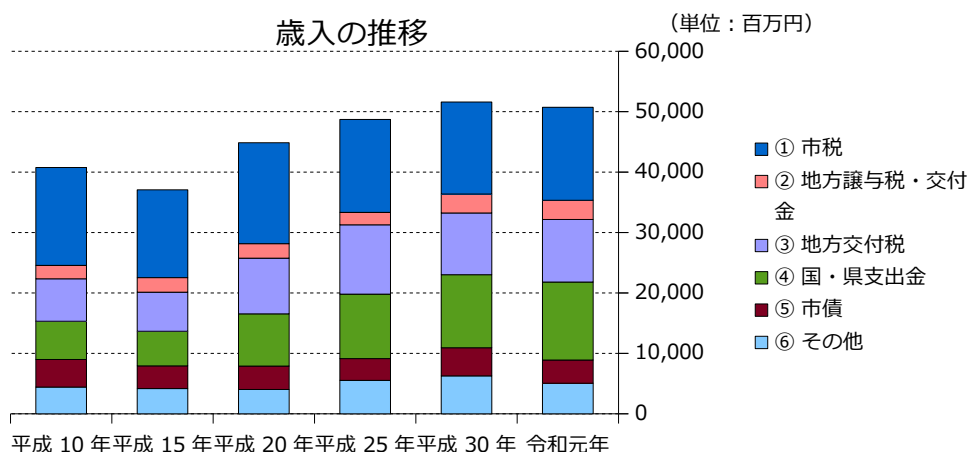
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 財政調整基金残高 | 3,384,354 | 3,288,930 | 2,792,993 | 3,096,841 | 2,739,172 |

○ 今までの歳入の推移は？

ここで平成10年度から令和元年度までの会津若松市の歳入の推移を見てみましょう。

(単位：百万円)

| 歳入の種類 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成25年 | 平成30年 | 令和元年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①市税 | 16,201 | 14,539 | 16,710 | 15,376 | 15,217 | 15,387 |
| ②地方譲与税・交付金 | 2,218 | 2,403 | 2,393 | 2,058 | 3,128 | 3,177 |
| ③地方交付税 | 7,027 | 6,472 | 9,212 | 11,476 | 10,228 | 10,359 |
| ④国・県支出金 | 6,328 | 5,718 | 8,643 | 10,661 | 12,077 | 12,900 |
| ⑤市債 | 4,559 | 3,753 | 3,867 | 3,608 | 4,663 | 3,838 |
| ⑥その他 | 4,427 | 4,183 | 4,030 | 5,531 | 6,275 | 5,065 |
| 合計 | 40,760 | 37,068 | 44,855 | 48,710 | 51,588 | 50,726 |



市の歳入の規模は平成10年度と令和元年度を比較すると9,966百万円の増となっています。これは、民生費（社会保障費などの福祉サービス）の増加に伴う国・県支出金の増が主要因です。

歳入の中心である市税については景気動向に大きく影響を受けますが、近年は150億円台で推移しています。

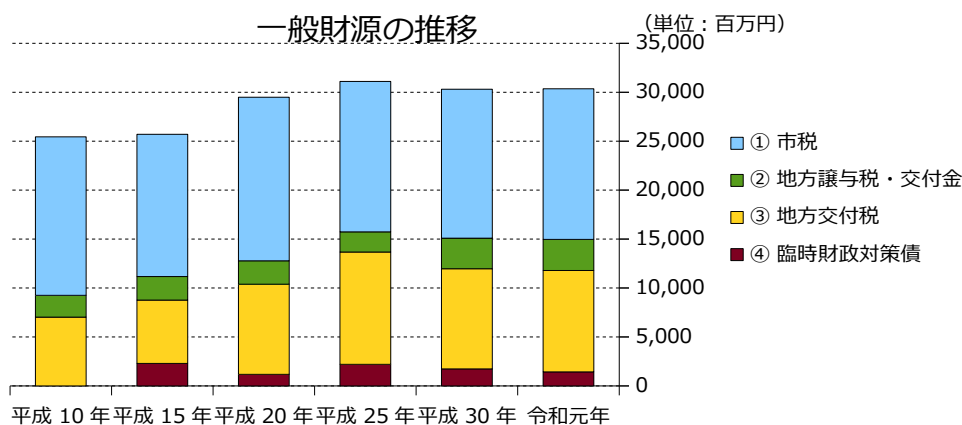
新たな市債の発行を抑え、過去の市債の返済を進めることで、健全な行財政運営に取り組んでいますが、地方交付税制度の改正により、平成13年度以降、臨時財政対策債の発行が増加しています。

○ 今までの一般財源の推移は？

ここで平成10年度から令和元年度までの会津若松市の一般財源の推移を見てみましょう。一般財源とは、市税や地方交付税など、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することが出来るものを言います。

(単位：百万円)

| 歳入の種類 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成25年 | 平成30年 | 令和元年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①市税 | 16,201 | 14,539 | 16,710 | 15,376 | 15,217 | 15,387 |
| ②地方譲与税・交付金 | 2,218 | 2,403 | 2,393 | 2,058 | 3,128 | 3,177 |
| ③地方交付税 | 7,027 | 6,472 | 9,212 | 11,476 | 10,228 | 10,359 |
| ④臨時財政対策債 | - | 2,295 | 1,174 | 2,200 | 1,739 | 1,430 |
| 合計 | 25,446 | 25,709 | 29,489 | 31,110 | 30,312 | 30,353 |



市の一般財源は平成10年度と令和元年度を比較すると4,907百万円の増となっています。これは、社会保障費などの増加等に伴う地方交付税及び臨時財政対策債の増が主な要因です。

しかし、平成28年度以降、地方交付税は合併算定替の縮小等により年々減額され、一般財源の総額は減少傾向にあります。

※臨時財政対策債は、本来国から交付される地方交付税が財源不足となっているため、その補填として平成13年度から借入を行っているものです。

元利償還金相当額については、後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされています。

○ 今までの歳出の推移は？（目的別推移）

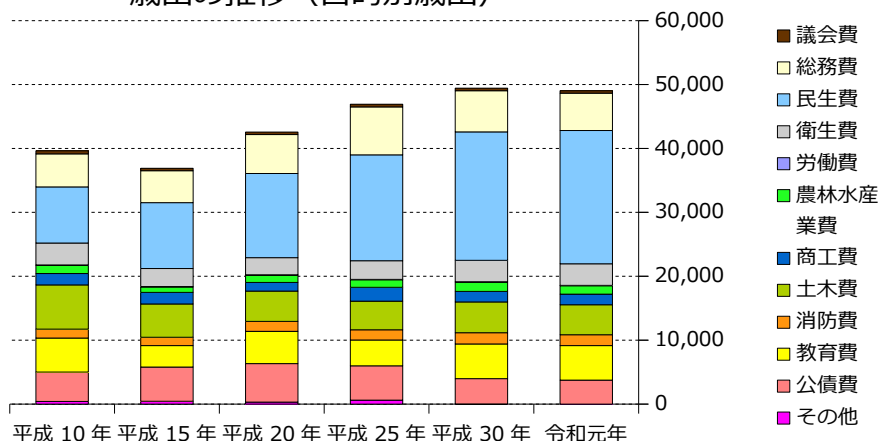
それでは、平成10年度から令和元年度までの会津若松市の歳出の推移を見えます。
まずは、目的別（行政の事業別の分類）から見てみましょう。

(単位：百万円)

| 歳出の種類 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成25年 | 平成30年 | 令和元年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 議会費 | 481 | 387 | 380 | 415 | 393 | 381 |
| 総務費 | 5,173 | 5,005 | 6,097 | 7,502 | 6,446 | 5,835 |
| 民生費 | 8,777 | 10,290 | 13,169 | 16,562 | 20,098 | 20,863 |
| 衛生費 | 3,429 | 2,826 | 2,676 | 2,928 | 3,345 | 3,363 |
| 労働費 | 74 | 75 | 62 | 64 | 64 | 66 |
| 農林水産業費 | 1,278 | 843 | 1,132 | 1,172 | 1,458 | 1,313 |
| 商工費 | 1,777 | 1,814 | 1,363 | 2,174 | 1,638 | 1,662 |
| 土木費 | 6,911 | 5,211 | 4,737 | 4,476 | 4,823 | 4,692 |
| 消防費 | 1,401 | 1,303 | 1,560 | 1,601 | 1,755 | 1,695 |
| 教育費 | 5,324 | 3,353 | 5,037 | 4,030 | 5,418 | 5,409 |
| 公債費 | 4,595 | 5,360 | 6,031 | 5,374 | 3,969 | 3,747 |
| その他 | 415 | 437 | 312 | 622 | 22 | 0 |
| 合計 | 39,635 | 36,904 | 42,556 | 46,920 | 49,429 | 49,026 |

歳出の推移（目的別歳出）

(単位：百万円)



目的別の推移を見えますと、社会保障などの福祉サービスにかかる民生費が年々増加傾向にあります。平成10年度と比較して令和元年度は12,086百万円の増となっており、20年余りで約2.4倍の歳出増となりました。

また、道路、公園、各公共施設の建設に係る土木費を見えますと、平成10年度は6,911百万円の支出がありました。その後、市債（借入金）の抑制や民生費に多くの経費が必要になったことから、平成10年度と比較して令和元年度支出は2,219百万円減少しています。

○ 今までの歳出の推移は？（性質別推移）

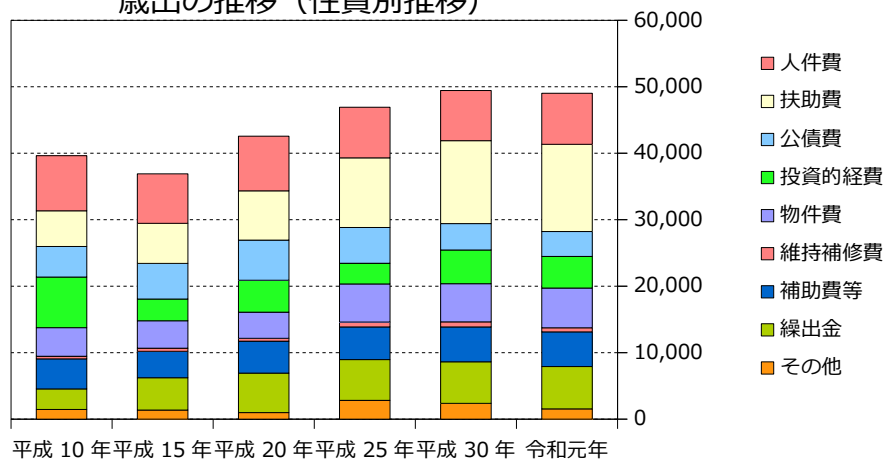
次に、平成10年度から令和元年度までの会津若松市の歳出を性質別（人件費、扶助費などの分類）で見てみましょう。

（単位：百万円）

| 歳出の種類 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成25年 | 平成30年 | 令和元年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費 | 8,284 | 7,449 | 8,218 | 7,621 | 7,538 | 7,686 |
| 扶助費 | 5,385 | 6,022 | 7,414 | 10,475 | 12,473 | 13,116 |
| 公債費 | 4,595 | 5,360 | 6,031 | 5,374 | 3,969 | 3,747 |
| 投資的経費 | 7,608 | 3,271 | 4,805 | 3,114 | 5,073 | 4,759 |
| 物件費 | 4,309 | 4,125 | 3,932 | 5,732 | 5,743 | 5,967 |
| 維持補修費 | 385 | 474 | 420 | 735 | 760 | 626 |
| 補助費等 | 4,522 | 3,975 | 4,808 | 4,910 | 5,243 | 5,214 |
| 繰出金 | 3,086 | 4,854 | 5,947 | 6,132 | 6,248 | 6,368 |
| その他 | 1,461 | 1,374 | 981 | 2,827 | 2,382 | 1,543 |
| 合計 | 39,635 | 36,904 | 42,556 | 46,920 | 49,429 | 49,026 |

歳出の推移（性質別推移）

（単位：百万円）

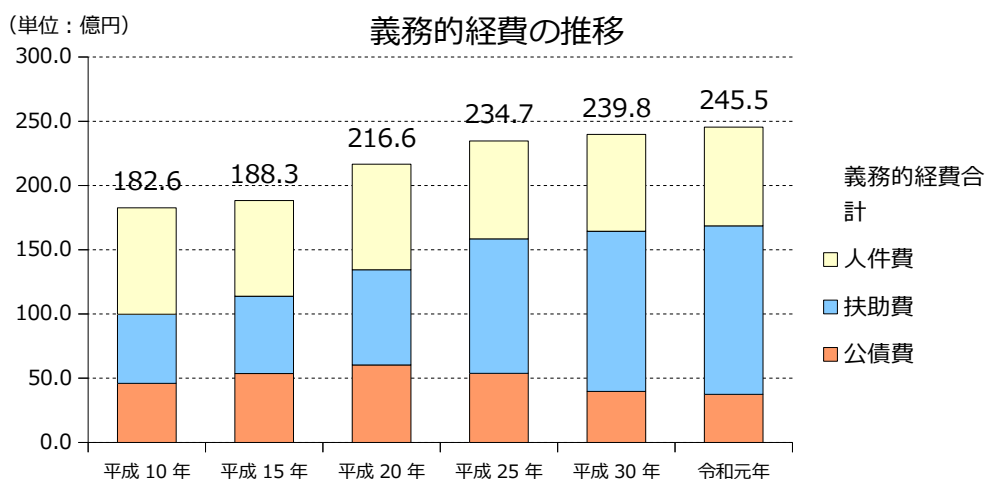


性質別の推移を見てみますと、扶助費が年々増加傾向にあり、平成10年度と比較して令和元年度は約2.4倍となっています。扶助費とは、生活保護法、児童福祉法等の法令に基づいた生活保護費や保育所運営費など、市が行う様々な福祉のための経費です。また、道路、公園、学校などの施設建設にかかる投資的経費は、市債（借入金）を抑制するため大きく減少しており、それに併せて、公債費については、過去の投資的事業に伴う市債の返済のピークが過ぎたことにより減少しています。

○ 今までの義務的経費と投資的経費の推移は？

義務的経費の推移を見てみましょう。義務的経費とは、自治体の歳出のうち、極めて硬直性の強い経費であって、任意に削減することが難しい経費を言います。人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。

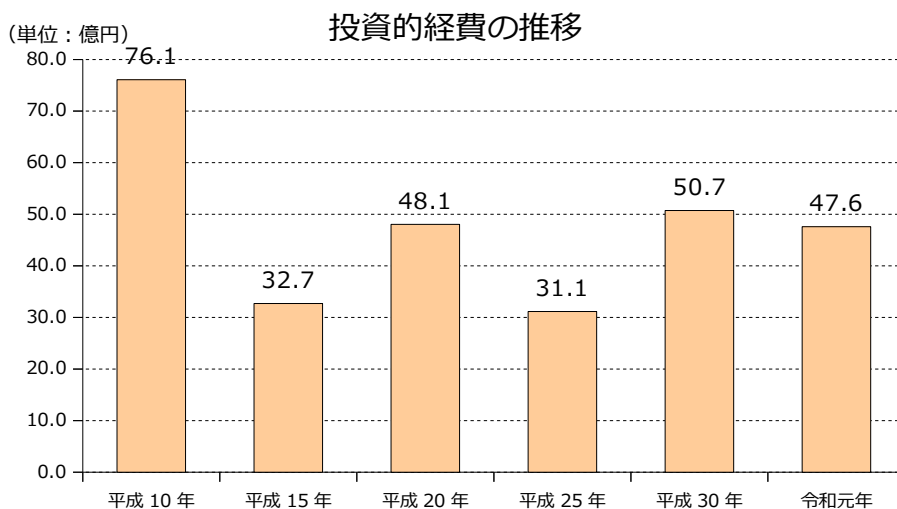
扶助費の増加に伴い、年々増加していることが分かります。



次に投資的経費の推移を見てみましょう。投資的経費とは、普通建設事業費・災害対策事業費などのことです。

普通建設事業費とは、道路の新設・改良、学校校舎の新築・増改築など公共施設の新増設や既存施設に付加価値を付ける経費のことです。

平成10年度から比較すると大幅に縮小していることが分かります。



○ 市民一人あたりにすると？

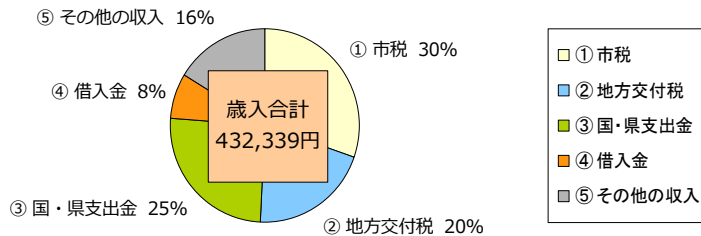
令和元年度一般会計歳入・歳出決算を、市民一人あたりにして、見てみましょう。
(人口は令和2年3月31日現在の117,329人で算出します。)

【市民一人あたりの歳入合計】

①+②+③+④+⑤
432,339円

| 項目 | 金額 |
|----------|----------|
| ①市税 | 131,148円 |
| ②地方交付税 | 88,287円 |
| ③国・県支出金 | 109,953円 |
| ④市債(借入金) | 32,715円 |
| ⑤その他の収入 | 70,236円 |

市民一人あたりの歳入

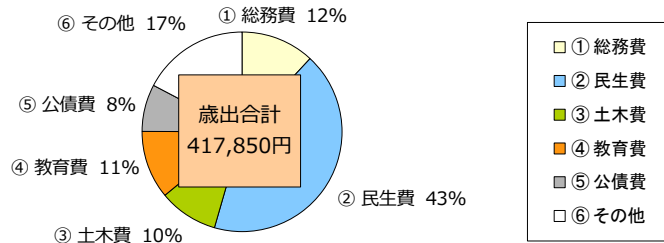


【市民一人あたりの歳出】

①+②+③+④+⑤+⑥
417,850円

| 項目 | 金額 |
|------|----------|
| ①総務費 | 49,731円 |
| ②民生費 | 177,820円 |
| ③土木費 | 39,989円 |
| ④教育費 | 46,100円 |
| ⑤公債費 | 31,934円 |
| ⑥その他 | 72,276円 |

市民一人あたりの歳出



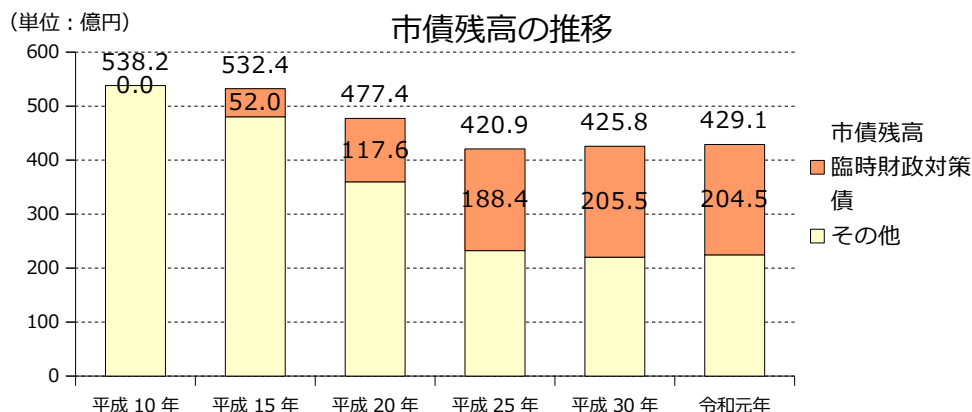
令和元年度の市民一人あたりの歳入は、432,339円です。

歳入の使い道としては、高齢者や児童、障がいのある方等に対する福祉サービスの民生費が最も多く、市民一人あたりにすると、177,820円でした。次いで、総務費、教育費、土木費、公債費の順になっています。

なお、使わなかった収入は、翌年度の事業に充てています。

○ 一般会計市債（市の借入金）残高の状況は？

次に、一般会計の市債残高の推移状況を見てみましょう。



※平成10年度及び平成15年度については、旧北会津村・旧河東町との合算値です。

令和元年度市債残高内訳

(単位：千円)

| | | | | | |
|-------|-----------|-----------|------------|-------|--------|
| ①庁舎 | 0 | ⑦教育 | 11,010,559 | ①土木 | 35,283 |
| ②民生 | 321,454 | ⑧総務 | 432,017 | ②農林水産 | 10,728 |
| ③農林水産 | 869,319 | ⑨水道 | 311,704 | ③文教施設 | 7,742 |
| ④土木 | 5,641,330 | ⑩衛星その他 | 689,012 | 災害復旧債 | 53,753 |
| ⑤住宅 | 1,605,673 | ⑪住民税等減税補填 | 298,092 | | |
| ⑥消防 | 1,227,196 | ⑫臨時財政対策 | 20,450,777 | | |
| | | 普通債 | 42,857,133 | | |

グラフを見ると、平成10年度が最も市債残高が多かったことが分かります。

これは、この時期に多くの建設事業を行うために市債を発行したためです。

この市債残高を減らすことが本市財政にとって大きな課題であったため、本市では、新たに借り入れる額を元金返済額より低く抑えてきました。その結果、平成10年度の市債残高より109.1億円の削減を行うことができました。

今後も引き続き、市債残高の適正な管理に取り組んでいきます。

○ なぜ市債の借入れをするのでしょうか？

例えば、公共施設の建設にあたり多額の経費を必要とする場合、市債を活用することにより、その建設年度の財政に過度の負担をかけずに建設することができます。

また、建設年度の収入だけで負担することは、その時の市民だけが費用を負担することになり、将来の市民は施設の使用という便益だけを受けることになります。そこで、市債を活用し、将来の市民も元利償還金の支払いによって適正な負担をしていただくことによって、「世代間の負担の公平」を図ることができます。

また、事業によって市債の種類が異なりますが、元利償還金の一定割合が地方交付税によって補てんされるものもあります。

様々な事業を行っていくためには、市債を上手に活用していくことが大切です。

○ 他市と比較した場合の本市の財政状況は？

県内13市及び類似団体50市と本市を、財政指標（令和元年度決算）について比較すると以下のとおりとなります。

本市は、市債残高を減らすなどの取組を行っていますが、厳しい状況にあるため今後も財政健全化に向けた取組を継続していく必要があると言えます。

※類似団体とは、人口規模や産業構造などが同じ団体で、本市を含めて50団体あります。

◎ 実質公債費比率や市債残高などを比べてみましょう。

| 実質公債費比率（％） | | 順位（小さい順） |
|------------|-----|--------------|
| 会津若松市 | 5.6 | — |
| 県内13市平均 | 7.7 | 本市の順位：3/13位 |
| 類似団体平均 | 4.2 | 本市の順位：33/50位 |

※ 実質公債費比率とは、本市に標準的に入ってくる一般財源（市税や地方交付税など）のうち何％が借金の返済に使われているかを示す値です。

この数値が大きいほど、借金の返済が多く、財政運営が厳しいと言えます。

| 市債残高（億円） | | 順位（小さい順） |
|----------|-----|--------------|
| 会津若松市 | 457 | — |
| 県内13市平均 | 458 | 本市の順位：10/13位 |
| 類似団体平均 | 395 | 本市の順位：34/50位 |

※ ここでいう市債残高は一般会計ではなく普通会計上の残高になります。

普通会計とは、各自治体の財政状況を比較できるようにするため、

統一的に用いられる会計区分のことで、本市においては、

一般会計＋扇町土地区画整理事業特別会計（一部）となります。

| 人口1人当たりの市債残高（万円） | | 順位（小さい順） |
|------------------|----|--------------|
| 会津若松市 | 39 | — |
| 県内13市平均 | 49 | 本市の順位：4/13位 |
| 類似団体平均 | 32 | 本市の順位：36/50位 |

※ ここでいう人口とは、令和2年3月31日における住民基本台帳人口です。

- ・ 会津若松市 117,329人
- ・ 県内13市平均 115,012人
- ・ 類似団体平均 122,899人

| 財政調整基金残高（億円） | | 順位（大きい順） |
|--------------|----|--------------|
| 会津若松市 | 27 | — |
| 県内13市平均 | 42 | 本市の順位：9/13位 |
| 類似団体平均 | 38 | 本市の順位：31/50位 |

※ 財政調整基金とは、予測できない出費（災害など）に備えた貯金のことです。

○ これからの会津若松市の財政

本市は、平成15年度に財政危機に直面し、同年8月に行財政再建プログラムを策定して厳しい改革に取り組んだ結果、平成18年度には概ねその目的を達成しました。

その後も、①中期財政見通しの策定による歳入に見合った歳出構造の堅持、②総枠配分方式による部局マネジメントを活かした予算編成、③市債の適正な管理、これらを財政規律の3本柱として財政健全化に取り組み、着実に成果をあげてきました。

今後の財政運営においても、市民の皆さまの安全・安心な暮らしを第一に考えたうえで、様々な事業の実施にあたっては、財政運営に及ぼす影響を十分見極め、将来においても決して収支バランスを損なうことがないように、引き続き財政規律を堅持しながら中・長期的な財政見通しを踏まえた財政運営を行ってまいります。

会津若松市の財政のすがた

令和2年11月発行

発行 会津若松市役所財政課

会津若松市東栄町3番46号

電話 0242-39-1203